

小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部改正
政策等の案の公表の日	令和7年10月15日（水）
意見提出期間	令和7年10月15日（水）から令和7年11月13日（木）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、生涯学習課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	8件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	8

〈具体的な内容〉

(1) 「受付開始日の変更」に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	構成員が4名以下の団体や個人についても予約開始の取り扱いが統一される改正がされると考えてよいか。	D	変更前には「国及び地方公共団体」及び「団体（構成員が5人以上であるものに限る。）」の内容を記載しており、使用許可申請の受付開始日が変更されるのは、上記2区分のみです。
2	構成員の人数で予約の取扱い（開始日が違う、インターネットで申し込みができない等）が統一されない理由を説明してほしい。	D	今回の改正の目的は、団体から予約開始月が2か月に1回であり、予約開始日を間違える場合があるなどのご意見を反映したものであり、区分の見直しにかかる検討は行っていません。
3	直近1年間で4か月先と5か月先の予約を同時に行った回数と者はどれくらいいるか。	D	把握していません。
4	なぜ4か月前の月の初日に統一とするのか。	D	現在の規則に基づき、令和8年1月に5月及び6月の使用許可申請の受付を開始します。現在の規則では令和8年2月には使用許可申請の受付を開始しないため、令和8年3月から新規の予約受付を開始することで混乱が避けられると考えており、4か月後の7月の予約を開始するためです。
5	令和8年3月中に来館した者が令和8年8月の予約ができなくなってしまうので、令和8年3月中に令和8年8月の予約を受け付けることができる経過措置を附則に付けてほしい。	D	施行規則改正後に4か月後の予約に変更される旨周知するとともに、令和8年3月に7月の予約を受け付ける際に窓口等で周知するため、経過措置は設けません。

(2) 「2以上の時間区分にわたって使用する場合の器具使用料」に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	2以上の時間区分にわたって器具を使用する場合はそれぞれの時間区分における器具使用料の額を合算した額を納めていなかったのか。	D	納めていただいていた。
2	2以上の時間区分にわたって器具を使用する場合は、それぞれの時間区分の間の時間は器具を使用させていなかったのか。	D	使用いただいていた。
3	前回の施行規則の改正でこの改正を行わず、ここで改正を行う理由はなぜか。	D	器具使用料について、前回の施行規則改正後に新たに疑義が生じたため、今回改正するものです。